

輪島市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月25日（水） 土木課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○地元建設業は災害・除雪対応に大きな役割を果たしており地域社会にとって重要な存在であるが、公共事業等の縮小と高齢化等により近い将来企業数が減少することも十分考えられる。企業の健全な育成に配慮すると同時に、除雪業務委託については、熟練した有能なオペレーターとして定年退職者を活用することを企業に働きかけることも必要な措置ではないかと思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。